

中国独禁法·不正競争防止法· 商業賄賂規制の最新動向

中国での最新動向(日系現地法人への影響も含め)を踏まえて、 実務で必須な予防・対応策について解説します。

●開催要領●

●日 時●2018年 7月18日(水) 13:30~17:00

●会場●企業研究会セミナールーム (東京・麹町)

講師紹介 長谷川俊明法律事務所 弁護士 長谷川 俊明 氏

【講師略歴】1973 年早稲田大学法学部卒業。1977 年弁護士登録。1978 年米国ワシントン大学法学修士課程終了。国土交通省東京航空局総合評価委員会委員長。渉外弁護士として、企業法務ともに国際金融取引や国際訴訟を扱い、その豊かな経験を踏まえた実践的な指導には定評がある。主な著書:『海外進出の法律実務』「国際ビジネス判例の見方と活用』「新会社法が求める内部統制とその開示 第2版』「海外子会社のリスク管理と監査実務』(以上、中央経済社)ほか多数。



King and Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業 代表パートナー 中国弁護士 外国法事務弁護士 陳 天華(チン テンカ)氏

【講師略歴】中国改革発展研究所、長谷川俊明法律事務所、丸紅株式会社法務部を経て、2009 年金杜法律事務所 入所、現在に至る。中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)仲裁人、在日中国弁護士連合会長。得意分野は、 国際貿易・税関管理、M&A、外国投資、競争法、コンプライアンス、企業再編・撤退。

●ご参加頂きたい方●

法務(コンプライアンス)、監査、国際部門等に所属され、中国ビジネスでの法的リスクについてご関心のある方

■受講料:1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円 (本体価格 30,000円)
— 般	35,640円 (本体価格 33,000円)

■参加要領

当会ホーム―ページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。
 - (〔セミナー・会員研究会〕→〔よくあるご質問〕)
- *お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- *最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合もございますので、予めご了承ください。
- *申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2 F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q ■ 検 索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181304-0309		中国独禁法・不正競争防止法・商業賄賂規制		
^{ふりがな} 会社名				
住所	₹			
TEL			FAX	
ふりがな ご氏名			所 属 役 職	
E-mail				
ふりがな ご氏名			所 属役 職	
E-mail				

プログラム ●

【開催にあたって】

7月 18日 (水)

13:30

中国では、本年3月に開催された「全国人民代表大会」において、政府機関の 改革案が採択され、独禁法の執行はこれまでの商務部、発展改革委員会及び工商 行政管理局から、新しく設立した国家市場監督管理総局に移管するようになりま した。

また、今年1月からは、改正する不正競争防止法も施行され、独占行為、不正 競争及び商業賄賂に対する取り締まりが一層強化されると見込まれています。

そこで、本セミナーでは、独禁法、不正競争防止法及び商業賄賂などに関する 基礎知識と最新動向(日系現地法人への影響など)を踏まえて、実務で必須な予 防・対応策について、解説していきます。

- 1. 独占禁止をめぐる基礎知識、新動向
 - ① 独禁法執行機関の統一による影響
 - ② 水平的独占協定
 - ③ 垂直的独占協定
 - ④ 市場支配地地域の濫用
 - ⑤ 独占禁止の予防・対応策
- 2. 不正競争防止法の改正
 - ① 不正競争防止法改正の経緯
 - ② 不正競争行為の規制対象の調整
 - ③ 混同行為
 - ④ 営業秘密の侵害
 - ⑤ 虚偽宣伝行為(「刷単」行為)
 - ⑥ インターネットを利用した行為
 - ⑦ 不正競争の防止・対応策
- 3. 商業賄賂防止の法規制、新動向
 - ① 商業賄賂をめぐる基礎知識及び法改正
 - ② 近年摘発された多国籍企業の商業賄賂事件
 - ③ 贈収賄の諸問題及び典型的なパタ―ン
 - ④ 商業賄賂に対する予防・対応策

師 長谷川俊明法律事務所 長谷川 俊明 氏 弁護士 King and Wood Mallesons 法律事務所·外国法共同事業 代表パートナー 中国弁護士 外国法事務弁護士 陳 天華 氏

途中 休憩タイム あり

17:00